

神奈川県建築基準条例（昭和35年神奈川県条例第28号）新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第3条（略） （大規模な建築物の敷地と道路との関係）</p> <p>第4条 延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合には、その延べ面積の合計をいう。第3章を除き、以下同じ。）が1,000平方メートルを超える建築物の敷地は、道路（<u>法第43条第1項各号に掲げるものを除く。</u>第52条の7を除き、以下同じ。）に6メートル以上接しなければならない。ただし、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の建築物で知事が安全上支障がないと認めて許可したものについては、この限りでない。</p> <p>第4条の2～第15条（略） （共同住宅等の階段）</p> <p>第16条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前2項の規定は、<u>階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物の避難階以外の階（以下この項において「特定階」という。）（階段の部分（当該部分からのみ人が出入りすることのできる便所、公衆電話所その他これらに類するものを含む。）と当該階段の部分以外の部分（直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。）とが間仕切壁若しくは戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）で政令第112条第19項第2号に規定する構造であるもので区画されている建築物又は同条第15項の国土交通大臣が定める建築物の特定階に限る。）については、適用しない。</u> （共同住宅等の主要な出口）</p> <p>第16条の2 共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物の避難階においては、主要な出口（屋外階段又はこれに代わる施設からの出口を含む。以下この条及び第19条第1項において同じ。）は、道（都市計画区域及び準都市計画区域内においては、法第42条に規定する道路に限る。第52条の6及び第52条の17の2を除き、以下同じ。）に面して設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、安全上支障がないと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>2 <u>階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物に対する前項第1号の規定の適用については、同号中「共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する部分の床面積の合計の区分に応じて次の表に定める幅員」とあるのは、「90センチメートル」とする。</u></p> <p>3 第1項の建築物が開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている場合においては、その区画された部分（以下この項において「区画部分」と</p>	<p>第1条～第3条（略） （大規模な建築物の敷地と道路との関係）</p> <p>第4条 延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合には、その延べ面積の合計をいう。第3章を除き、以下同じ。）が1,000平方メートルを超える建築物の敷地は、道路（<u>自動車のみの交通の用に供するものを除く。</u>第52条の7を除き、以下同じ。）に6メートル以上接しなければならない。ただし、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の建築物で知事が安全上支障がないと認めて許可したものについては、この限りでない。</p> <p>第4条の2～第15条（略） （共同住宅等の階段）</p> <p>第16条（略）</p> <p>2（略） （新規）</p> <p>（共同住宅等の主要な出口）</p> <p>第16条の2 共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物の避難階においては、主要な出口（屋外階段又はこれに代わる施設からの出口を含む。以下この条及び第19条において同じ。）は、道（都市計画区域及び準都市計画区域内においては、法第42条に規定する道路に限る。第52条の6及び第52条の17の2を除き、以下同じ。）に面して設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、安全上支障がないと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>（1）・（2）（略） （新規）</p> <p>2 前項の建築物が開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている場合においては、その区画された部分（以下この項において「区画部分」とい</p>

新	旧
<p>いう。)は、<u>第1項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。ただし、区画部分の主要な出口から道に通ずる敷地内通路のうち、それぞれの区画部分の共用の部分の幅員については、共用に係る区画部分を一の建築物とみなして同項第1号の規定を適用する。</u></p>	<p>う。)は、<u>前項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。ただし、区画部分の主要な出口から道に通ずる敷地内通路のうち、それぞれの区画部分の共用の部分の幅員については、共用に係る区画部分を一の建築物とみなして前項第1号の規定を適用する。</u></p>
<p>第17条・第18条 (略) (長屋の出口)</p>	<p>第17条・第18条 (略) (長屋の出口)</p>
<p>第19条 (略)</p>	<p>第19条 (略)</p>
<p>2 <u>階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物に対する前項第1号の規定の適用については、同号中「3メートル(2以下の住戸の専用の通路については、2メートル)」とあるのは、「90センチメートル」とする。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p>第20条～第51条の2 (略) (適用の特例)</p>	<p>第20条～第51条の2 (略) (適用の特例)</p>
<p>第51条の3 主要構造部が政令第108条の3第1項第1号又は第2号に該当する建築物(次項に規定する建築物を除く。)に対する第13条、第16条第2項、<u>第16条の2第3項</u>、第21条、第24条第1項、第28条第2号、第32条第2項、第33条第1項、第35条第4項、第36条第2項、第46条第1項第1号、第49条、第50条第2項、第51条の2第1号、第52条の2第2号の規定(次項において「<u>耐火性能関係規定</u>」という。)の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。</p>	<p>第51条の3 主要構造部が政令第108条の3第1項第1号又は第2号に該当する建築物(次項に規定する建築物を除く。)に対する第13条、第16条第2項、<u>第16条の2第2項</u>、第21条、第24条第1項、第28条第2号、第32条第2項、第33条第1項、第35条第4項、第36条第2項、第46条第1項第1号、第49条、第50条第2項、第51条の2第1号、第52条の2第2号の規定の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。</p>
<p>2 主要構造部が政令第108条の3第1項第1号に該当する建築物(当該建築物の主要構造部である床又は壁(外壁を除く。))の開口部に設けられた防火設備の性能について、防火区画検証法により確かめられたものであるものに限る。)及び主要構造部が政令第108条の3第1項第2号に該当する建築物(当該建築物の主要構造部である床又は壁(外壁を除く。))の開口部に設けられた防火設備の性能について、国土交通大臣の認定を受けたものであるものに限る。)に対する第28条第2号、第46条第1項、第50条第2項、第51条の2第1号の規定(以下この項において「<u>防火区画等関係規定</u>」という。)の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなし、<u>これらの建築物に対する防火区画等関係規定以外の耐火性能関係規定の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造とみなす。</u></p>	<p>2 主要構造部が政令第108条の3第1項第1号に該当する建築物(当該建築物の主要構造部である床又は壁(外壁を除く。))の開口部に設けられた防火設備の性能について、防火区画検証法により確かめられたものであるものに限る。)及び主要構造部が政令第108条の3第1項第2号に該当する建築物(当該建築物の主要構造部である床又は壁(外壁を除く。))の開口部に設けられた防火設備の性能について、国土交通大臣の認定を受けたものであるものに限る。)に対する第28条第2号、第46条第1項、第50条第2項、第51条の2第1号の規定の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備と<u>みなす。</u></p>
<p>第51条の4～第52条の19 (略) (手数料の減免)</p>	<p>第51条の4～第52条の19 (略) (手数料の減免)</p>
<p>第52条の20 知事が特に認める災害の被災者が自ら居住するために<u>建築し、若しくは大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする住宅</u>(当該住宅に設</p>	<p>第52条の20 知事が特に認める災害の被災者が自ら居住するために<u>建築する延べ面積100平方メートル以内の住宅</u>で、その災害が発生した日から6月</p>

新	旧
<p>ける建築設備を含む。)又は自ら居住する住宅の敷地を造成するための擁壁で、その災害が発生した日から<u>2年以内</u>に法の規定による確認、認定又は許可の申請をしたものについては、当該申請に関する別表に規定する手数料は、<u>免除</u>する。</p>	<p>以内に法第6条第1項の規定による確認の申請をしたものについては、当該申請に係る確認申請等手数料、法第7条第1項の規定による検査の申請に係る完了検査申請等手数料及び法第7条の3第1項の規定による検査の申請に係る中間検査申請等手数料は免除する。</p>
<p>2 次の各号に掲げる場合に該当するものの法第6条第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による通知に係る確認申請等手数料、法第7条第1項の規定による検査の申請又は法第18条第16項の規定による工事の完了の通知に係る完了検査申請等手数料及び法第7条の3第1項の規定による検査の申請又は法第18条第19項の規定による特定工程の工事の終了の通知に係る中間検査申請等手数料は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>2 次の各号に掲げる場合に該当するものの法第6条第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による通知に係る確認申請等手数料、法第7条第1項の規定による検査の申請又は法第18条第16項の規定による工事の完了の通知に係る完了検査申請等手数料及び法第7条の3第1項の規定による検査の申請又は法第18条第19項の規定による特定工程の工事の終了の通知に係る中間検査申請等手数料は、当該各号に定めるところによる。</p>
<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>
<p>(削除)</p>	<p>(3) 知事が公益上必要があると認める場合前条の規定による額の5分の1以上の額で知事が別に定める額</p>
<p>3 前2項に規定するもののほか、知事が特別の事由があると認めるときは、別表に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。</p>	<p>(新規)</p>
<p>第53条～第55条 (略)</p>	<p>第53条～第55条 (略)</p>
<p>(既存建築物に対する制限の緩和)</p>	<p>(既存建築物に対する制限の緩和)</p>
<p>第56条 (略)</p>	<p>第56条 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 法第3条第2項(法第86条の9第1項において準用する場合を含む。第5項から第7項までにおいて同じ。)の規定により、第4条、第5条、第12条、第13条、第15条、第16条の2、第19条、第22条、第23条、第26条から第28条まで、第29条から第39条まで、第43条、第48条から第50条まで又は第52条の9から第52条の13までの規定の適用を受けない建築物に係る大規模の修繕又は大規模の模様替については、これらの規定は、適用しない。</p>	<p>3 法第3条第2項の規定により、第4条、第5条、第12条、第13条、第15条、第16条の2、第19条、第22条、第23条、第26条から第28条まで、第29条から第39条まで、第43条、第48条から第50条まで又は第52条の9の規定の適用を受けない建築物に係る大規模の修繕又は大規模の模様替えについては、これらの規定は、適用しない。</p>
<p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>
<p>5 法第3条第2項の規定により、第52条の9の規定の適用を受けない建築物に係る新築(用途の変更を伴わないものに限る。以下この項及び次項において同じ。)、増築若しくは改築で新築、増築若しくは改築後における延べ面積が基準時(法第3条第2項の規定により第52条の9又は第52条の10の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続きそれらの規定(それらの規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。)の適用を受けない期間の始期をいう。次項において同じ。)における当該延べ面積を超えないもの又は政令第137条の8各号に定める範囲内の増築若しくは改築については、</p>	<p>5 法第3条第2項の規定により、第52条の9の規定の適用を受けない建築物に係る建築(政令第137条の8各号に定める範囲内の増築又は改築及び建築物の用途を変更しない建築で、建築後における延べ面積が政令第137条に規定する基準時(次項において「基準時」という。)における当該延べ面積を超えないものに限る。)については、第52条の9の規定は、適用しない。</p>

新			旧		
<p>第52条の9の規定は、適用しない。</p> <p>6 法第3条第2項の規定により、第52条の10の規定の適用を受けない建築物に係る<u>新築、増築又は改築で新築、増築又は改築後における建築面積が基準時における当該建築面積を超えないもの</u>については、同条の規定は、適用しない。</p> <p>7 法第3条第2項の規定により、第52条の6、第52条の7又は第52条の9から第52条の13までの規定の適用を受けない建築物の用途の変更については、これらの規定は、適用しない。</p> <p>第57条～第59条 (略)</p> <p>別表(第52条の19、第52条の20関係)</p>			<p>6 法第3条第2項の規定により、第52条の10の規定の適用を受けない建築物に係る<u>建築(建築物の用途を変更しない建築で、建築後における建築面積が基準時における当該建築面積を超えないものに限る。)</u>については、同条の規定は、適用しない。</p> <p>(新規)</p> <p>第57条～第59条 (略)</p> <p>別表(第52条の19関係)</p>		
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1～21 (略)	(略)	(略)	1～21 (略)	(略)	(略)
21の2 法第60条の2の2第1項第2号の規定に基づく建築物の建蔽率又は壁面の位置の特例許可申請に対する審査	居住環境向上用途誘導地区における建築物の建蔽率又は壁面の位置の特例許可申請手数料	16万円	(新規)	(新規)	(新規)
21の3 法第60条の2の2第3項ただし書の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	居住環境向上用途誘導地区における建築物の高さの特例許可申請手数料	16万円	(新規)	(新規)	(新規)
21の4 (略)	(略)	(略)	21の2 (略)	(略)	(略)
21の5 (略)	(略)	(略)	21の3 (略)	(略)	(略)
21の6 (略)	(略)	(略)	21の4 (略)	(略)	(略)
21の7 (略)	(略)	(略)	21の5 (略)	(略)	(略)
21の8 (略)	(略)	(略)	21の6 (略)	(略)	(略)
21の9 (略)	(略)	(略)	21の7 (略)	(略)	(略)
22～42 (略)	(略)	(略)	22～42 (略)	(略)	(略)
備考 (略)			備考 (略)		